

## (令和 6 年度補正予算) ※今回公募分

## ⑤ いじめ対策マイスター制度のモデル構築推進事業 【20 箇所】

令和 5 年度のいじめの重大事態の発生件数は過去最多となっており、その中には、犯罪行為として取り扱われるべき事案や、学校だけで対応にあたるのが困難な事案も増加している。また、令和 4 年度、令和 5 年度の問題行動等調査の結果を比較すると、約 7 割の都道府県において、重大事態件数が増加傾向にあることから、個別事案への早期対応、加害児童生徒への指導・支援を行うとともに、重大事態調査の結果を踏まえた、各学校における再発防止の取組を支援することにより、域内の学校において、効果的な再発防止策を講じることが重要であることから、教育委員会に警察 OB・OG、保護司、NPO 法人、大学教授、校長 OB・OG 等の多職種の専門家をいじめ対策マイスターとして新たに設置し、これらの課題に対応するモデル事業を実施する。

なお、以下の点に留意して事業を実施すること。

## ア モデル構築の実施事項

以下の 1 及び 2 の実施事項は必ず実施すること。

## 1. 個別事案への早期対応、加害児童生徒への指導・支援について

学校だけでは対応が困難ないじめ事案について、いじめ対策マイスターが学校関係者等から事情や背景等を聴取した上で、当該事案の解決に向け指導・助言したり、解決策を提示・整理したりするなどを通じて、当該事案の早期対応を図る。さらに、いじめ対策マイスターが各学校と連携し、例えば、加害児童生徒の健全な育成を図るため、児童生徒へのカウンセリング・注意・説諭等の実施や学校への指導・助言等を通じ、加害児童生徒の指導・支援の取組を援助する。学校が警察に相談するか判断に迷う場合、各学校から教育委員会に設置されているいじめ対策マイスターに相談し、必要に応じて警察につなぐ。

## 2. 各学校における再発防止の取組支援について

いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、いじめの重大事態調査が実施され、作成された報告書に記載されている再発防止策に関して、重大事態が発生していないその他の学校を含めた各学校で具体的な取組を実施する際、効果的な取組となるように、いじめ対策マイスターによる指導・助言を行うことにより、学校の取組を支援する（重大事態が発生していない自治体については、他の自治体の重大事態調査報告書等を参考に、発生防止策を検討し、いじめ対策マイスターによる指導・助言を行うこととする。）。再発防止策については、例えば、いじめ解消後の継続的な指導、いじめへの組織的な対応、指導体制や相談体制の改善、未然防止教育の実施、保護者や地域、関係機関等との連携など、具体的な観点を設けた上で行う。

## イ いじめ対策マイスターのメンバー構成等

多職種で構成されるメンバーを合計 5 名程度想定している。なお、「個別事案への早期対応、加害児童生徒への指導・支援」の観点から、警察 OB・OG、保護司を少なくとも 1 名は入れること。また、「各学校における再発防止の取組支援」の観点から、大学教

授、校長 OB・OG を少なくとも 1 名は入れること。雇用形態は、教育委員会で委員委嘱をしたり、会計年度任用職員を雇用したりすることなどを想定している。

#### ウ 留意事項など

- ・個別事案への早期対応や加害児童生徒の指導・支援については、過去、児童生徒に対して指導・支援に関わったことがある警察 OB・OG や保護司などが、いじめ対策マイスターとして参画することが望ましい。
- ・各学校における再発防止の取組支援については、大学教授や校長 OB・OG など、学校運営体制や生徒指導の実態に係る知見を有しており、かつ、いじめ重大事態調査委員の経験がある者が事案にあたることを望ましい。  
※人選については、必要に応じ、各自治体にある大学等の関係機関と相談すること
- ・加害児童生徒への指導・支援、再発防止への助言については、一連の流れで対応すること。
- ・必要に応じ、首長部局の関係部署（こども政策担当、福祉担当等）、児童相談所や警察等の関係機関、医療機関等と連携して事業を進めること。なお、連携する際には、情報の取扱いについて、関係部署・機関・団体とルールを定めておくこと。
- ・本事業の実施に当たり、必要に応じ、学校や保護者を含めた域内の住民、関係機関・団体への周知・普及を努めるとともに、加害児童生徒への指導・支援に当たっては、当該児童生徒へのプライバシーや人権に配慮するとともに保護者との連携を適切に行うこと。
- ・文部科学省と密に情報共有を図るとともに、事業の実施に当たっては、事前に、本事業の年間の実施計画等について文部科学省と調整すること。
- ・必要に応じ、類似する先進的な取組を行う自治体への調査、現場でいじめの対応に携わる関係機関や有識者へのヒアリングなど、成果の取りまとめに向けた必要な調査等を実施しても構わない（事前に文部科学省と協議するとともに、有識者への謝金や受託者の旅費等については、受託者の負担とする）。
- ・調査研究の成果として、他の教育委員会や学校関係者が参照できるような成果物をまとめること。その際、例えば当事者の児童生徒や教職員に対するアンケートの実施等を通じて、取組の効果検証を行い、成果物に反映させること。
- ・本事業の成果については、今後構築したモデルの展開に当たって、公表を行ったり事業成果を活用して、啓発資料等を作成したりすることが考えられるため、実施事項の概要等の記載に当たっては、個人情報に記載しないなど、情報の取扱いに留意すること。

#### 【参考】

- ・令和 6 年度補正予算額：138 百万円
- ・補助率：国費 10/10（委託費）
- ・箇所数：都道府県教育委員会（高校）5 箇所、市区町村教育委員会（義務）15 箇所
- ・単価等：大・中規模自治体 800 万円程度、小規模自治体 300 万円程度  
※箇所数や単価はあくまで予算上の数字であり、事業執行上変更する可能性あり

## ⑥ いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業 【4箇所】

いじめの重大事態に至るまでにいじめとして認知ができていないことの一因には、いじめの態様が多様化・複雑化し、いじめを認知した時点で既に重大事態に陥っている可能性があることから、いじめの発生を未然に防ぐこと、いじめを早期発見・早期解決することが重要であるとの認識に基づき、いじめ未然防止教育について、指導方法の全体像を示し、それに基づいた指導案、指導教材、教職員向けの研修資料等を作成し、成果を普及する。

なお、本調査研究は、以下アの類型案のうち類型Ⅰを選択し、さらに類型Ⅱ～Ⅳのうちいずれか1つを選択して指導モデルを作成することとする。また、以下にあてはまらない内容について取り組みたい場合は、文部科学省に相談していただきたい。

### ア 作成する教育モデルの類型案

(類型Ⅰ) 児童生徒等が主体的に参画し、教科横断型の学習を通じたいじめ未然防止教育・法教育や主権者教育の内容を踏まえ、児童生徒に基本的人権の尊重、権利と責任の関係、多様な意見の調整を通じた合意形成、規範意識の向上等の内容を理解させ、いじめを行わない資質・能力の獲得を目指す。社会科、特別の教科である道徳、特別活動等の複数の教科等における授業実践モデル。

・異学年も含めたロールプレイやグループ協議を中心としつつ、自己肯定感や他者の視点に立つ共感性を育むいじめ防止実践モデル。

(類型Ⅱ) 小学校低学年等の義務教育段階初期に特化したいじめ未然防止教育モデル

・就学前の子供の状況を踏まえた、いじめ未然防止教育の実践モデル

・小学校中高学年以降のいじめ防止を見据えた、下地づくりとしての低学年でのいじめ防止の実践モデル

(類型Ⅲ) デジタル化に伴ういじめ防止教育モデル

・いわゆる「ネットいじめ」に関するいじめ防止の実践モデル

・1人1台端末等を活用したいじめ防止の実践モデル

(類型Ⅳ) 地域や関係機関と連携協働したいじめ防止教育モデル

・地域と連携協働したいじめ防止の実践モデル

・警察や福祉部局等の関係機関と連携協働したいじめ防止の実践モデル

### イ 成果物について

受託者においては、実践校での実証研究を踏まえた効果検証等を行い、他の地域や学校においても取り組みが可能ないじめ未然防止教育のモデルとして以下の成果物を事業成果報告書とあわせて提出すること。

・いじめ未然防止教育に取り組む場合の全体像（年間指導計画など、具体的にいつ（学年・時期）、どこで（各教科等やその他の教育活動）、何を（いじめ未然防止教育の要素）実施することが適当かを明らかにするもの）のモデル及び校内の体制モデル

・上記全体像に紐づく各教科等の指導やその他の教育活動における指導案等

・上記全体像に紐づく各教科等の指導やその他の教育活動において活用できる教材（スライド資料及びグループワーク等の題材等）

・いじめ未然防止教育に取り組む学校等において活用できる教職員向け研修資料

## ウ 留意事項など

- ・受託者においては、実践校における支援の実施や教職員を対象とした研修の充実など本実践研究において担う役割を明確にする（実践校の指導計画等に係る指導助言、実践校と外部機関との連携支援、教職員向け研修や啓発資料の作成等）
- ・実践を行う指導モデルについて、必要に応じ、生徒指導に知見のある学識経験者や関係機関や団体等と連携して事業を進めること。
- ・文部科学省と密に情報共有を図るとともに、実践校における取組の実施に当たっては、事前に、本事業の年間の実施計画及び指導案等について、文部科学省と調整すること。
- ・調査研究の成果として、他の教育委員会や学校関係者が参照できるような成果物をまとめること。その際、例えば実践校の児童生徒や教職員に対するアンケートの実施等を通じて、取組の効果検証を行い、成果物に反映させること。

### 【参考】

- ・令和6年度補正予算額：65百万円
  - ・補助率：国費 10/10（委託費）
  - ・箇所数：都道府県・市区町村教育委員会 4箇所
  - ・単価等：1百万円～2百万円（上限）
- ※箇所数や単価はあくまで予算上の数字であり、事業執行上変更する可能性あり
- ※本事業の別メニューで、動画コンテンツ等の作成を民間事業者に委託する業務があり、本業務と合わせて予算総額の範囲内で契約する想定